

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、平成27年度及び平成28年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を統合したものです。

平成28年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により50,773百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により50,780百万円となっております。

これまで、一般勘定においては、福祉医療貸付事業にかかる直接的な経費（借入金利息等）と貸付金利息収入との損益差に対して、国から利子補給金が措置され、その他の事務的経費や人件費等の間接的な経費に対しては、運営費交付金が措置されており、決算において利子補給金又は運営費交付金に残余が生じた場合であっても当期利益が発生しない仕組みとなっておりますが、平成23年度より、東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を講じたこと等により、当期総損失は34百万円となっております。

なお、この当期総損失は、通則法第44条第2項の規定に基づき繰越欠損金として整理しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成27年度	平成28年度	科目	平成27年度	平成28年度
経常費用	53,670	50,780	経常収益	52,946	50,773
福祉医療貸付業務費	51,306	48,561	運営費交付金収益	2,724	2,445
経営指導業務費	277	291	福祉医療貸付事業収入	46,521	44,818
福祉保健医療情報サービス業務費	342	391	経営指導事業収入	46	48
社会福祉振興助成業務費	885	668	福祉保健医療情報サービス事業収入	6	4
一般管理費	852	860	補助金等収益	3,459	3,264
雑損	6	5	資産見返運営費交付金戻入	164	186
			財務収益	4	0
			雑益	19	5
臨時損失	-	28			
当期純利益（又は当期純損失）	△724	△34			
当期総利益（又は当期総損失）	△724	△34			

(2) 共済勘定

平成28年度の経常収益は109,268百万円であり、経常費用は104,568百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時損失は4,658百万円、臨時利益は1百万円となっており、当期総利益は43百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成27年度	平成28年度	科目	平成27年度	平成28年度
経常費用	101,725	104,568	経常収益	105,256	109,268
退職手当共済業務費	101,622	104,470	運営費交付金収益	545	585
一般管理費	103	97	退職手当共済事業収入	52,390	55,185
雑損	0	-	補助金等収益	51,072	53,468
			財源措置予定額収益	1,222	-
			資産見返運営費交付金戻入	25	29
			雑益	0	0
臨時損失	3,531	4,658	臨時利益	1	1
当期純利益（又は当期純損失）	-	43			
当期総利益（又は当期総損失）	-	43			

(3) 保険勘定

平成 28 年度の経常収益は 20,864 百万円、経常費用は 21,042 百万円となっており、経常損失は 177 百万円となっております。

また、臨時利益として心身障害者扶養保険責任準備金戻入益を 24 百万円計上した結果、当期総損失は 152 百万円となっております。

なお、この当期総損失は、通則法第 44 条第 2 項の規定に基づき繰越欠損金として整理しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 27 年度	平成 28 年度	科目	平成 27 年度	平成 28 年度
経常費用	20,947	21,042	経常収益	19,806	20,864
心身障害者扶養保険業務費	20,913	21,005	運営費交付金収益	99	117
一般管理費	33	36	心身障害者扶養保険事業収入	19,706	20,746
雑損	0	-	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			雑益	0	0
当期純利益 (又は当期純損失)	111	△152	臨時利益	1,251	24
当期総利益 (又は当期総損失)	111	△152			

(4) 年金担保貸付勘定

平成 28 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 1,345 百万円、経常費用は業務委託費等により 1,475 百万円となっており、経常損失は 130 百万円となっております。

また、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 130 百万円計上した結果、損益均衡となっております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 27 年度	平成 28 年度	科目	平成 27 年度	平成 28 年度
経常費用	1,672	1,475	経常収益	1,688	1,345
年金担保貸付業務費	1,591	1,402	年金担保貸付事業収入	1,669	1,327
一般管理費	80	73	資産見返運営費交付金戻入	0	0
雑損	0	-	財務収益	1	0
			雑益	18	18
当期純利益 (又は当期純損失)	22	△130	臨時利益	6	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	10	130			
当期総利益 (又は当期総損失)	33	-			

(5) 労災年金担保貸付勘定

平成 28 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 19.9 百万円、経常費用は業務委託費等により 23.9 百万円となっており、経常損失は 3.9 百万円となっております。

また、臨時利益として貸倒引当金戻入益を 0.2 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 3.6 百万円計上した結果、損益均衡となっております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 27 年度	平成 28 年度	科目	平成 27 年度	平成 28 年度
経常費用	26.3	23.9	経常収益	24.8	19.9
労災年金担保貸付業務費	23.7	21.7	労災年金担保貸付事業収入	23.2	18.8
一般管理費	2.5	2.1	資産見返運営費交付金戻入	0	0
雑損	0	-	財務収益	0.9	0
			雑益	0.5	1
当期純利益 (又は当期純損失)	1.4	△3.6	臨時利益	2.9	0.2
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0.1	3.6			
当期総利益 (又は当期総損失)	1.6	-			

(6) 承継債権管理回収勘定

平成 28 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 26,998 百万円、経常費用は業務委託費等により 1,869 百万円となっており、経常利益は 25,129 百万円となっております。

また、臨時利益として抵当権移転登記引当金戻入益を 217 百万円計上した結果、当期総利益は 25,346 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理を行った後、平成 28 年 7 月 29 日に機構法附則第 5 条の 2 第 7 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 3 項及び第 6 項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 27 年度	平成 28 年度	科目	平成 27 年度	平成 28 年度
経常費用	2,208	1,869	経常収益	32,112	26,998
承継債権管理回収業務費	2,037	1,726	承継債権管理回収業務収入	31,983	26,982
一般管理費	169	142	資産見返運営費交付金戻入	1	1
雑損	0	-	財務収益	125	12
			雑益	2	2
当期純利益 (又は当期純損失)	29,911	25,346	臨時利益	7	217
当期総利益 (又は当期総損失)	29,911	25,346			

(7) 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 20 年度から業務を休止し、平成 29 年 9 月 1 日をもって廃止しました。

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の中で、このまま人口減少が進行した場合、将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下、社会保障の負担増や制度維持など深刻な影響をもたらすことが懸念されております。これらの諸問題に対して、政府では「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」を始めとした政策が打ち出され、各分野における施策が進められております。

保育・介護の分野においては、子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、増大する保育・介護のニーズに対応したサービス基盤の確保や、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて必要な施策の推進が求められております。「ニッポン一億総活躍プラン」では、2020年代初頭までに約50万人分の介護の受け皿の整備、介護ロボットやICT等を活用した介護の生産性向上の推進、「子育て安心プラン」では、待機児童の解消に2022年度末までに約32万人分の保育の受け皿の整備といった具体的な施策が掲げられているところです。

医療の分野においては、将来の医療の必要量を踏まえた医療機能の分化・連携を進め、限られた医療資源の適正な配分を図ることにより、増大する医療サービスの需要に対応する地域医療提供体制を構築するため、平成28年度末までに都道府県において、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機能ごとに各地域の2025年の医療需要と病床の必要量を推計する地域医療構想の策定が完了し、政府においては「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」で、地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進するとともに、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し重点的に配分することにより、病床の機能分化・連携を推進することが掲げられております。今後は、地域医療構想に基づき、地域内での医療機能の適正な配置を実現するため、医療機関による自主的な機能分化や都道府県から医療機関に対する個別の調整等の具体的な取組みが進められる予定です。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、それぞれの政策の実現を推進する政策金融機関としてますます重要となる役割を果たすべく、特別養護老人ホーム、小規模・多機能型サービス拠点、地域密着型サービス拠点、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤、保育所等の福祉施設や病院、診療所等の医療施設に対する融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参存です。

(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している当機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(2) 業務管理（リスク管理）の充実

平成26年4月1日より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築・運用しております。

具体的には、内部統制基本方針を定め、理事長のもと当機構の内部統制全体を審議するガバナンス委員会を設置し、そのもとで、金融検査マニュアルを参考に、

- ・ 法令等遵守
- ・ 各リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク等）
- ・ 顧客保護等

などのそれぞれの統括管理責任部門を定め、その役割（モニタリング・報告態勢等）を明確にし、必要な内部規程等を整備しております。また、個々のリスク等管理の方法について更なる高度化を図るため、業務の見直し・組織体制の見直し等を進めております。

これらの態勢の適正な運用、リスク・アプローチによる内部監査、外部監査等とおし、業務の健全性及び適切性の確保に向けて引き続き取り組んで参ります。

(3) 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した福祉医療貸付事業等の業務・システムの最適化計画に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減等を図っていくとともに、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(4) 東日本大震災・平成 28 年熊本地震の被災者に対する迅速な対応

被災した社会福祉施設、医療施設等の復旧を支援するため一定期間無利子や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間を最大 39 年・据置期間を最大 5 年[※]の延長、無担保貸付額の拡充等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援して参ります。

※ 平成 28 年熊本地震は 3 年。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国の政策・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条及び第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について厚生労働大臣の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

① 金利リスク等について

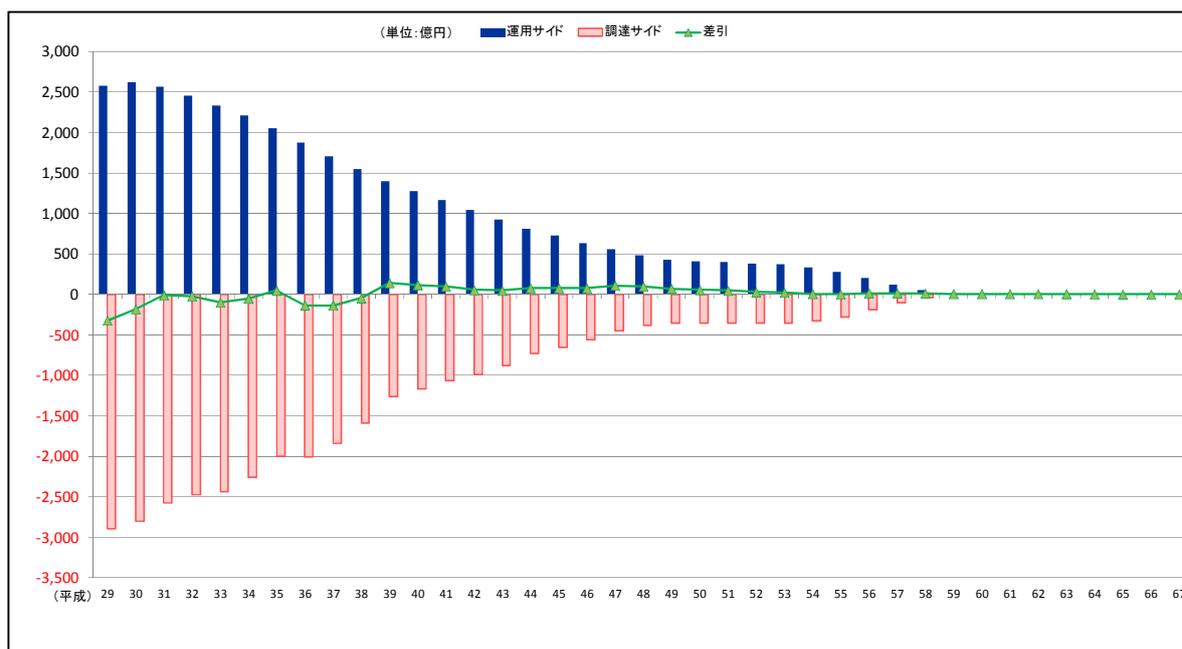
当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、事業団から承継された平成 10 年 3 月以前の貸付原資である財政融資資金借入金繰上償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成 10 年 10 月 1 日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。

(参考：平成 28 年度における繰上償還額／平成 28 年度期首貸付金残高は、福祉貸付 0.65%、医療貸付 2.76%)
このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティーラダー法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALM システムの構築などリスク管理体制の充実に努めることとしております。

平成 28 年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティーラダーグラフ



<平成 28 年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド (貸付金)	調達サイド (借入金・債券)
○貸付金残高 福祉貸付 19,978 億円 医療貸付 14,908 億円 計 34,886 億円 (貸付金償還方法) 福祉貸付 ・元金均等毎月償還 (利息も同じ) 医療貸付 ・元金均等毎月または 3 か月賦償還 (利息も同じ)	●借入金等残高 財政融資資金借入金 31,461 億円 民間借入金 -億円 債券 (財投機関債) 2,250 億円 貸付受入金相当分 911 億円 計 34,622 億円 (財政融資資金借入金償還方法) 元金均等年 2 回償還 (利息も同じ) (民間借入金償還方法) 元金均等年 2 回償還 (利息も同じ) (債券償還方法) 満期一括償還 (利息年 2 回)
○貸付平均利回り 福祉貸付 1.20% 医療貸付 1.50% 計 1.33%	●借入金等平均利回り 財政融資資金借入金 1.31% 民間借入金 0.15% 債券 (財投機関債) 1.28% 計 1.31%
○貸付平均残余年数 福祉貸付 17.95 年 医療貸付 16.40 年 計 17.29 年	●借入金等平均残余年数 財政融資資金借入金 16.80 年 民間借入金 -年 債券 (財投機関債) 5.32 年 計 16.40 年
○当初平均貸付期間 福祉貸付 25.97 年 医療貸付 27.93 年 計 26.70 年	●当初平均借入等期間 財政融資資金借入金 25.95 年 民間借入金 - 債券 (財投機関債) 10.00 年 計 24.98 年
○デュレーション 8.93	●デュレーション 8.51

② 貸倒リスクについて

(ア) 一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

(イ) 年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性があります。借入希望者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会^{*}による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

(ウ) 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものです。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性があります。平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

※ 公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 28 年度における貸付利用者のうち 99.9% (年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 100.00%) が当制度を利用しております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成10年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては平成13年度から、労災年金担保貸付勘定においては平成16年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成27年度	平成28年度
破綻先債権	(A)	2,239	1,569
延滞債権	(B)	32,084	36,280
3箇月以上延滞債権	(C)	1,100	145
貸出条件緩和債権	(D)	40,224	42,110
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	75,648	80,105
総貸付残高	(F)	3,493,834	3,488,637
比率 (E) / (F) × 100		2.17%	2.30%

(年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成27年度	平成28年度
破綻先債権	(A)	55	51
延滞債権	(B)	47	43
3箇月以上延滞債権	(C)	15	13
貸出条件緩和債権	(D)	26	19
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	144	128
総貸付残高	(F)	87,754	70,020
比率 (E) / (F) × 100		0.16%	0.18%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成27年度	平成28年度
破綻先債権	(A)	1	1
延滞債権	(B)	0	-
3箇月以上延滞債権	(C)	0	-
貸出条件緩和債権	(D)	4	1
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	6	3
総貸付残高	(F)	2,073	1,618
比率 (E) / (F) × 100		0.34%	0.19%

(承継債権管理回収勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成27年度	平成28年度
破綻先債権	(A)	8,251	7,663
延滞債権	(B)	5,002	4,291
3箇月以上延滞債権	(C)	4,627	4,180
貸出条件緩和債権	(D)	35,324	20,748
合計 = (A) + (B) + (C) + (D)	(E)	53,206	36,883
総貸付残高	(F)	807,278	672,335
比率 (E) / (F) × 100		6.59%	5.49%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- (A) 破綻先債権 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- (B) 延滞債権 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (C) 3箇月以上延滞債権 3箇月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (D) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金

利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3箇月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・平成27年度貸付受入金 85,074百万円
- ・平成28年度貸付受入金 91,103百万円

注3) 承継債権管理回収勘定

(1) 総貸付残高(F)には、以下の仮受金が含まれております。

- ・平成27年度仮受金 596百万円
- ・平成28年度仮受金 568百万円

(2) 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権の正常債権については、リスク管理債権に含めておりません。

- ・平成27年度 2,833百万円
- ・平成28年度 2,238百万円

(3) リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権があり、当該債権額とその額を除いた比率は以下のとおりです。

- ・平成27年度 32,718百万円 2.54%
- ・平成28年度 26,507百万円 1.54%

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成28年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりです。

(一般勘定)

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	10,230	2,283,325
	要注意先	3,403	1,073,007
	要管理先以外	3,295	1,029,398
	要管理先	108	43,608
	計	13,633	3,356,332
貸倒懸念債権	破綻懸念先	61	31,895
破産更生債権等	実質破綻先	55	7,736
	破綻先	22	1,569
	計	77	9,306
合計	合計	13,771	3,397,534

(年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	224,156	69,923
	要注意先	11	3
	要管理先以外	8	1
	要管理先	3	1
	計	224,167	69,926
貸倒懸念債権	破綻懸念先	56	19
破産更生債権等	実質破綻先	61	28
	破綻先	57	45
	計	118	74
合計	合計	224,341	70,020

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	3,441	1,617
	要注意先	1	0
	要管理先以外	1	0
	要管理先	-	-
	計	3,442	1,617
貸倒懸念債権	破綻懸念先	-	-
破産更生債権等	実質破綻先	-	-
	破綻先	2	1
	計	2	1
合 計		3,444	1,618

(承継債権管理回収勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	45,410	119,709
	要注意先	141,695	535,679
	要管理先以外	117,432	453,447
	要管理先	24,263	82,231
	計	187,105	655,388
貸倒懸念債権	破綻懸念先	120	5,635
破産更生債権等	実質破綻先	765	3,653
	破綻先	1,978	7,658
	計	2,743	11,311
合 計		189,968	672,335

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）となっている債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高91,103百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しております。

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行って参ります。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4. 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5. 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 平成 28 年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、4兆3,514億円となっております。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の3兆3,981億円が全体の78.09%を、また、承継債権管理回収勘定の7,652億円が17.58%を占めております。

その資産の主なものは長期貸付金であり、一般勘定においては3兆3,975億円を、また、承継債権管理回収勘定で6,717億円を計上しており、資産全体の78.07%、15.43%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の3兆3,812億円が全体の94.74%を占めております。

<各勘定別の財政状態>

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
資産の部	3,398,195	38,761	74,150	70,530	4,470	765,298	-	4,351,406
負債の部	3,381,222	38,717	77,119	70,045	49	1,434	-	3,568,589
純資産の部	16,973	43	△2,969	484	4,421	763,864	-	782,817
負債純資産合計	3,398,195	38,761	74,150	70,530	4,470	765,298	-	4,351,406

(2) 平成 28 年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、2,092億円となっております。勘定別では、共済勘定の1,092億円が全体の52.21%、一般勘定の507億円が24.26%、承継債権管理回収勘定の269億円が12.90%をそれぞれ占めております。

一方、経常費用においては、法人全体で1,797億円であり、共済勘定の1,045億円が全体の58.17%を、一般勘定の507億円が28.24%を占めております。

さらに法人全体の当期利益は252億円となっており、主な要因は、承継債権管理回収勘定で253億円の当期利益が発生した一方で、保険勘定において1億円の当期損失が発生したことによるものです。

なお、当機構では機構法第15条及び機構法附則第5条の2第5項に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、本説明書48～50ページの「発行情報の部 第2事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
経常収益	50,773	109,268	20,864	1,345	19	26,998	-	209,270
経常費用	50,780	104,568	21,042	1,475	23	1,869	-	179,759
経常利益又は損失	△6	4,700	△177	△130	△3	25,129	-	29,511
臨時利益	-	1	24	-	0	217	-	244
臨時損失	28	4,568	-	-	-	-	-	4,686
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	130	3	-	-	133
当期利益又は損失	△34	43	△152	-	-	25,346	-	25,202

(3) 平成 28 年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは 278 億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは 388 億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは 344 億円の支出となっております。その結果、資金減少額が 455 億円となり、資金期末残高は 399 億円となっております。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	11,236	6,002	△1,129	17,564	446	△6,301	-	27,819
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	538	△6,032	1,125	3,998	△0	△38,508	-	△38,878
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,516	△5	△1	△21,923	△0	△6	-	△34,454
IV 資金増加額又は減少額	△741	△35	△4	△361	446	△44,816	-	△45,513
V 資金期首残高	5,046	21,571	60	725	2,391	55,704	-	85,499
VI 資金期末残高	4,304	21,536	55	363	2,838	10,887	-	39,986

(4) 平成 28 年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
I 業務費用	5,930	49,382	295	130	3	△25,345	-	30,397
II 損益外減価償却相当額	7	-	-	0	-	-	-	8
III 損益外除売却差額相当額	9	-	-	-	-	-	-	9
IV 引当外賞与見積額	6	0	0	-	-	-	-	7
V 引当外退職給付増加見積額	42	△24	△1	0	0	0	-	17
VI 機会費用	13	-	-	-	2	524	-	541
VII (控除) 法人税等及び国庫納付額	△28	-	-	-	-	-	-	△28
VIII 行政サービス実施コスト	5,981	49,358	295	130	6	△24,820	-	30,952

(5) 平成 29 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 29 年度政策コスト分析結果は下記のとおりです。

なお、政策コスト分析では、平成 29 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされております。分析は、平成 30 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われております。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	△205 億円	37 年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

○財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa290725/12.pdf

(6) 業務実績の大臣評価等について

①平成28年度業務実績の大臣評価

当機構は、通則法第32条に基づき、各事業年度における業務の実績について、厚生労働大臣の業績評価を受けております。以下は、当機構の平成28年度の業務実績の評価結果（平成29年9月28日付）を抜粋したものです。なお、詳細につきましては、当機構及び厚生労働省ホームページで公表されております。

○平成28年度業務実績全般の評価

総合評定については、16項目中、Aが4項目、Bが12項目であり、また、全体の評定を引き下げる事象もないことから、「B」と評価する。

なお、一昨年度の評価結果と比較して、昨年度及び本年度の評価結果については当省が所管する独立行政法人全般で相当程度差異が生じている。

これは、従前から「独立行政法人の評価に関する指針」に則り適切な評価を行ったところであるが、平成27年度より、「平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」（平成27年11月17日付独立行政法人評価制度委員会）における、A評定を付す場合の根拠、理由等のより一層の明確化等の指摘を踏まえた評価を実施しているためであり、（独）福祉医療機構の事業実施内容については、全体の評定がAとなっている年度と同水準であると認められる。項目別評定については、次のとおりである。

福祉貸付事業は、定量目標の達成度平均が140%であることに加え、定性面での実績においても、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備、待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備の推進や平成28年熊本地震における迅速かつきめ細やかな対応等により国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の基盤整備に貢献したことから「A」と評価する。

医療貸付事業は、定量目標である審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、達成率にすると審査業務155%、資金交付業務174%となっている。また、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、所期の目標を大幅に上回って達成する成果が得られていると認められることから「A」評価とする。

債権管理は、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、所期の目標どおり、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理を行っており、その結果、リスク管理債権比率が引き続き低い水準を維持している等の成果が得られていることから、「B」と評価する。

福祉医療経営指導事業は、社会福祉法人・医療法人等のニーズを把握したうえで、必要性の高い法人の経営分析やガバナンスの強化に重点をおいた事業の展開を講じており、定量面で目標を大幅に上回る成果が得られている他、定性面でもリサーチレポートがマスコミに記事として数多く引用されている等高い評価を受けていることから、「A」と評価する。

社会福祉振興助成事業は、平成29年度分助成事業について、募集時期を約3か月前倒しするとともに、国の政策とより一層の連携を図るため、「ニッポン一億総活躍プラン」の各項目に合わせた助成テーマに改めるなど、積極的に助成事業全体の見直しを行ったほか、助成制度のPDCAサイクルの仕組みも構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、定量面でも全ての目標を達成していることから、「B」と評価する。

退職手当共済事業は、定量面で所期の目標を達成していることに加え、全契約者への制度改正パンフレットの郵送、機構ホームページへの資料掲載、WAMNET基盤を活用したメール配信など、多様な手段を用いて周知を行い、制度改正に対して円滑に対応するとともに、ナビダイヤルの導入やニーズに合わせたFAQを用意するなど利用者の利便性の向上を図る取り組みを実施したことから、「B」評価とする。また、法改正に適切に対応するなど制度の安定的運営を行っており高く評価できる点を申し添える。

心身障害者扶養保険事業は、基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用した結果、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、事業の財務状況等を検証・公表し、事業の安定的な運営を図るなど、所期の目標を達成していることから「B」と評価する。

福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）は、定量面では全項目が100%を超える達成度であり、定性面でも、法改正に対応すべく国と密接に連携をとりシステム整備を進めたほか、国の政策動向や利用者からの要望などを踏まえて新たなコンテンツを新設するなど、提供する情報の質の向上を図ったことから、「B」と評価する。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、法人の自己評価は、業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できること、また、「年金担保貸付事業廃止計画」に基づく事業規模縮減が図られていることから「B」と評価する。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務は、法人の自己評価は、業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できること、また、平成28年1月より、元本回収部分に係る国庫納付を従前の年1回から年4回の定期納付に変更し、より迅速に国の年金特別会計に納付することができたことから「B」と評価する。

業務・システムの効率化と情報化の推進について、業務・システム最適化計画に基づき、品質を保持する低廉な委託業者を調達するとともに、業務システムの改修を適切に実施することで利用者の利便性の向上を図ったこと、また、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っていることから「B」と評価する。

一般管理費等の節減については、定量目標を大幅に上回るとともに、契約の適正化やラスパイレース指数の改善について継続的に努力していることが認められることから、自己評価は「B」としているが、その実績は「A」と評価すべきである。

運営費交付金以外の収入の確保については、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、予算額を上回る自己収入を確保できたこと、また、不要財産の国庫納付については計画どおり適切に実施し、全ての職員宿舍の売却手続きを完了させるなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備について、福祉医療貸付に係る業況注視先の管理を強化するための組織見直しを実施し、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図ったほか、WAMNET基盤を活用して機構の各事業に係る情報発信を行うなど、業務間で連携した取り組みを実施したことから「B」評価とする。

業務管理（リスク管理）の充実については、福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した審議等を行うことを目的とした信用リスク分科会を設置するなどガバナンスの高度化を図ったほか、情報漏洩防止のための技術的対策を講じるなどセキュリティ対策の高度化を図ったことから、「B」評価とする。

人事に関する事項について、管理職の参事制度の見直し及び副参事制度の導入を行うなど組織の活性化を図るとともに、各事業における担当業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修の充実を図っていることから「B」評価とする。

②中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価結果について

当機構の第三期中期目標期間は平成29年度が最終年度であることから、通則法第32条に基づき、厚生労働大臣より、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における評価を受けております。以下は、当機構の第三期中期目標期間の業務実績の見込評価結果（平成29年9月28日付）を抜粋したものです。なお、詳細につきましては、当機構及び厚生労働省ホームページで公表されております。

○中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績全般の評価

総合評定については、16項目中、Aが4項目、Bが12項目であり、また、全体の評定を引き下げる事象もないことから、「B」と評価する。

なお、平成26年度までの評価結果と比較して、平成27年度及び平成28年度評価結果並びに見込評価結果については相当程度差異が生じている。

これは、従前から「独立行政法人の評価に関する指針」に則り適切な評価を行ったところであるが、平成27年度より、「平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」（平成27年11月17日付独立行政法人評価制度委員会）における、A評定を付す場合の根拠、理由等のより一層の明確化等の指摘を踏まえた評価を実施しているためであり、平成27年度以降の（独）福祉医療機構の事業実施内容については、全体の評定がAとなっていた平成26年度までと同水準であると認められる。

項目別評定については、以下の2項目を除き、概ね平成28年度業務実績評価と同内容となっている。

- ・退職手当共済事業は、2つの定量目標の平均達成度がともに120%を超えていることに加え、FAX自動送信サービスやナビダイヤルを導入するなど利用者の利便性向上のための継続的な取り組みを実施したほか、平成28年4月に施行された改正退職手当共済法に速やかに対応できるよう、多様な手段を用いた周知や暫定システムによる対応を実施するなど、定量面、定性面ともに高く評価できることから、「A」評価とする。
- ・一般管理費等の節減については、毎年度、一般管理費及び業務経費の効率的な執行に努めることにより、平成28年度末においてはそれぞれ基準額に対して▲21.5%及び▲35.7%を達成し、契約の適正化についても着実に実施したことから、「B」評価とする。

③業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について

通則法第35条において、「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする」とされていることから、厚生労働省において独立行政法人福祉

医療機関に係る当該検討の結果及び講ずる措置の内容について、平成 29 年 10 月 2 日付にて独立行政法人評価制度委員会に通知しております。なお、詳細につきましては、厚生労働省ホームページで公表されております。

(参考)

○当機構ホームページ

- ・平成 28 年度業務実績評価結果、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価結果
<http://hp.wam.go.jp/koukai/jisseki/tabid/118/Default.aspx>

○厚生労働省ホームページ

- ・平成 28 年度業務実績評価結果、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価結果
<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>
- ・業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shokanhoujin/dokuritsu/shiryou10/>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成28年度は、業務用プリンターの賃貸借及び災害用ホストコンピュータの賃貸借等で合計95百万円の契約を行っております。

2. 主要な設備の状況

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	工 具 器 具 備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所・ 宿舎等	東京都 港区他	61	-	0	269	791.97	97	427

3. 設備の新設・除却等の計画

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画(平成24年12月14日行革担当大臣決定)」に基づき、不要資産の国庫返納として、日野宿舎を国庫納付することとしております。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
一般勘定※ ¹	23,332	23,793	23,793	23,354	22,136
共済勘定	—	—	—	—	—
保険勘定	—	—	—	—	—
年金担保貸付勘定	—	—	—	—	—
労災年金担保貸付勘定	5,831	5,831	4,397	4,397	4,397
承継債権管理回収勘定※ ²	1,487,252	1,272,210	1,093,191	874,857	738,517
承継教育資金貸付け あつせん勘定	—	—	—	—	—
合計	1,516,416	1,301,835	1,121,382	902,609	765,051

※¹ 平成28年度においては、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」に基づき、東久留米宿舎、上大岡宿舎、宝塚宿舎、小金井宿舎、千里山宿舎及び高槻宿舎を不要財産として売却し、通則法第46条の2第2項の規定に基づき売却代金を平成28年10月28日及び平成29年3月14日に国庫納付し、同日付で政府出資金を合計1,218百万円減少させております。

※² 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第3条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、平成28年度においては、元金及び積立金の合計166,251百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の136,340百万円について政府出資金を減少させております。

2. 役員状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なかむらひろかず 中村裕一	自 平成27年10月1日 至 平成30年3月31日	菱進ホールディングス株式会社取締役社長 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
理事	はらぐちまこと 原口真 総務部、企画管理部 NPO リソースセンター	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	厚生労働省大臣官房付
理事	かざまこうじ 風間弘次 福祉医療貸付部 経営サポートセンター 年金貸付部、大阪支店	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	独立行政法人福祉医療機構企画管理部長
理事	みうらよしひろ 三浦由博 経理部、顧客業務部 共済部	自 平成29年10月1日 至 平成31年9月30日	みずほヒューマンサービス株式会社代表取締役社長
監事	おおたかつよし 太田克芳	自 平成27年11月1日 至 平成29年度の財務諸表 承認日	ちばぎん保証株式会社取締役業務部長
監事 (非常勤)	おおはしひろこ 大橋裕子	自 平成28年1月1日 至 平成29年度の財務諸表 承認日	大橋裕子公認会計士事務所所長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、この他年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人です。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っております。

当機構の業務実績に関する評価については厚生労働大臣が評価を実施し、決定しております。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 11～12 ページの「発行者情報の部 第 1 発行者の概況 3. 事業の内容 (5) 日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

① 役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行っているほか、平成 26 年度より設置されたガバナンス委員会において、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び顧客保護等管理態勢を継続的に充実させ、経営の公正性及び透明性を高めるための審議等を行っております。

② 監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行っております。また、監事は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法等に違反する事実もしくは不当な事実があるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び厚生労働大臣に報告しなければなりません。

③ 内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行うことができます。

④ 会計監査人による監査

当機構は、通則法第 38 条第 2 項及び第 39 条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めております。

(3) 今後の課題

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の「各法人等について講ずべき措置」において、「財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。」とされたことを受け、平成 26 年度より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築し、リスク管理対応を行っております。詳細につきましては、本説明書 46 ページの「発行者情報の部 第 1 発行者の概況 3. 事業の内容 (12) 独立行政法人の見直し⑤」をご参照ください。